

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

確 事	認 業	対 年	象 度	担 当 者	役職:
確 認	実 施	日			役職:

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を提出される直前の自主的な点検に御活用いただくことを目的として作成しています。確認表を御活用いただいた場合、会社事業概況書(1.総括表)の「⑩ 申告書確認表等の活用状況」欄へその旨を記載いただくようお願いします。なお、「No.」に下線を付している「確認内容」欄には、通算法人に固有の内容が含まれております。

項 目	No.	吹き出し別表 へのリンク	確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
共通事項	1	★	通算子法人である場合、当事業年度終了の日は通算親法人の事業年度終了の日と同日ですか。	<input type="radio"/> 適	<input type="radio"/> 否	<input type="radio"/> 非該当	通算法人のみに適用される規定(損益通算、欠損金の通算等)は、その通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度において適用されますので、例えば、通算事業年度の中で通算グループから離脱した場合は、各規定の適用はありません。
	2	★	法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。	<input type="radio"/> 適	<input type="radio"/> 否		通算法人は、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しなければならないこととされています(一定の場合を除きます。)
	3	★	法人税の確定申告書には、次の書類を添付していますか。 なお、(4)の書類は、通算親法人が添付している場合には、通算子法人は添付を省略することができます。 (1) 貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。) (2) 株主資本等変動計算書等(株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表) (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 通算法人のみに適用される規定に係る金額の計算の基礎となる各通算法人の有する金額等に関する明細を記載した書類(別表十八(一)等) (5) 会社事業概況書(完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。なお、税務署所管法人用の法人事業概況説明書とは異なります。) (6) 組織再編成に係る契約書等の写し(組織再編成が行われた場合) (7) 組織再編成に係る主要な事項の明細書(組織再編成が行われた場合) (8) 適用額明細書(法人税関係特別措置のうち、税額又は所得金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合)(租特透明化法第3条)	<input type="radio"/> 適	<input type="radio"/> 否		また、「添付すべきものとされている書類」には、例えば、貸借対照表、損益計算書のように申告書に添付しなければならないこととされている書類のほか、申告書に書類の添付がある場合に限り制度の適用があることとされている書類も含まれます。
	4		当事業年度に適用される別表を使用していますか。	<input type="radio"/> 適	<input type="radio"/> 否		当事業年度に対応した別表を使用していない場合には、税制改正に伴う改正事項が反映されないなど、所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。
	5		各別表に記載している前事業年度からの繰越額(期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。)は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	<input type="radio"/> 適	<input type="radio"/> 否	<input type="radio"/> 非該当	前事業年度からの繰越額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、その繰越額に基づいて算出した所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。なお、別表五(一)の期首現在利益積立金額や期首現在資本金等の額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、前事業年度に税務上加算した項目の減算漏れ、特定同族会社の課税留保金額等の計算に誤りが生じることがあります。
	6	★	組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。	<input type="radio"/> 適	<input type="radio"/> 否	<input type="radio"/> 非該当	適格判定に誤りがあった場合には、移転資産等に係る譲渡損益等の申告調整が必要となる場合があります。
	7	★	次の制度の適用を受ける通算法人が修正申告を行う場合、遮断措置の適用の判定を行っていますか。 (1) 中小通算法人等の軽減対象所得金額(別表一付表) (2) 欠損金の通算(別表七(二)付表一) (3) 損益通算(別表七(二)) (4) 関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額(別表八(一)付表) (5) 交際費等の損金不算入(通算定額控除限度分配額)(別表十五付表)	<input type="radio"/> 適	<input type="radio"/> 否	<input type="radio"/> 非該当	遮断措置の適用がない場合には、通算グループ全体でグループ調整計算を再計算する必要があります。なお、左記の(3)の損益通算についてグループ調整計算を再計算する場合には、左記の(1)、(2)、(4)及び(5)に係るグループ調整計算についても再計算する必要があります。

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

項目	No.	吹き出し別表へのリンク		確認内容	確認結果			留意事項
					○ 適	○ 否	○ 非該当	
法人税額及び 地方法人税額の計算 別表一・ 同次業・ 同付表	8	★		別表一の14欄及び39欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	左記の金額を正しく記載していない場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。
	9	★	★	地方法人税額の計算につき、別表一次葉の51～54欄により計算していますか。 また、別表一次葉の65欄の金額は、別表六(二)の56欄の金額と一致していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	左記の金額が一致していない場合には、地方法人税額の計算に誤りが生じることがあります。
	10	★	★	通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額又は出資金の額が1億円超である場合、軽減対象所得金額以下の金額について、軽減税率(19%)を適用していませんか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	中小通算法人の軽減対象所得金額は、別表一付表を用いて計算します。 大通算法人に該当する場合には、その税率は23.2%となります(軽減税率の適用はありません。) 令和7年度税制改正により措法上の軽減税率の対象法人から通算法人が除外されました。したがって、中小通算法人の軽減対象所得金額以下の金額(別表一付表の5欄の金額)に係る税率は、19%となります。 なお、「中小通算法人」とは大通算法人以外の普通法人である通算法人をいい、「大通算法人」とは通算グループ内のいずれかの法人が次の法人等に該当する場合の通算法人をいいます。 (1) 当事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人 (2) 一又は完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人 また、「大法人」とは資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等をいいます。
同族会社等の判定 別表二	11	★		21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。 また、同一の株主グループに含めて判定すべき個人株主及び法人株主を別の株主グループとしていませんか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	記載誤りの結果、同族会社等の判定に誤りがあった場合には、特定同族会社の課税留保金額が生じることがあります。
	12	★		17欄が50%超、かつ、大通算法人に該当する場合、別表三(一)を作成・添付していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	通算法人(自己)の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額又は出資金の額が1億円超であるなど一定の場合には、大通算法人に該当し、特定同族会社から除外されません。この場合において、別表三(一)を作成していないときには、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じることがあります。
	13	★	★	貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載していますか。 また、3欄及び12欄の記載に当たって、その内書きした数を分母の数(1欄の数)から控除していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	自己株式数を分母の数から控除していない結果、同族会社等の判定に誤りがあった場合には、特定同族会社の課税留保金額が生じることがあります。
特定同族会社の留保金額に対する税額の計算 別表三(一)・ 同付表二	14	★		別表三(一)の10欄の金額は、前事業年度の11欄の金額と一致していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	左記の金額が一致していない場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じることがあります。
	15	★		別表三(一)の11欄には、当事業年度中に基準日等があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額(通算法人間配当等の額を除きます。)を記載していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	別表三(一)の11欄の金額に、株主資本等変動計算書に記載されている「当事業年度中に行った剰余金の配当」の額を記載した場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じることがあります。 なお、通算法人間配当等の額については、期末配当等の額を基準日等の属する事業年度の留保金額から控除する取扱いは適用されませんので、11欄への記載は不要です。
	16	★		別表三(一)付表二の3欄には、基準日等又は自己の事業年度(通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。)終了の日において通算完全支配関係がない者に対して当事業年度中に支払う配当等の額を記載していますか。 また、4欄及び8欄には、基準日等及び自己の事業年度(通算親法人の事業年度終了の日)に終了するものに限ります。)終了の日において通算完全支配関係がある他の通算法人に対して当事業年度中に支払う配当等の額(4欄)又は当該他の通算法人から当事業年度中に受ける配当等の額(8欄)を記載していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	通算法人の留保金額又は留保控除額(所得基準額)の計算においては、別表三(一)付表二で一定の調整を行う必要があります。 各通算法人における留保金額の計算上、通算グループ内の法人間の受取配当及び支払配当はなかったものとした上で、通算グループ外の者に対する配当については、実質的にその原資を負担している通算法人の留保金額から控除することとされています。

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

項目	No.	吹き出し別表へのリンク	確認内容	確認結果			留意事項
				○ 適	○ 否	○ 非該当	
所得金額の計算・利益積立金額及び資本金等の額の計算 別表四・同付表・別表五(一)	17	★ ★	別表四の1③「配当」欄の金額は、株主資本等変動計算書等に記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	左記の金額が一致していない場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じることがあります。
	18	★	別表四と別表五(一)の検算額は、別表五(一)の31④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 別表五(一)の31①欄 + 別表四の52②欄 + 別表五(一)の27、29及び30の③欄の合計額 + 別表五(一)の28の③欄 = 別表五(一)の31④欄 また、貸借対照表等に記載している通算税効果額の未払金又は未収金の額は、別表五(一)の④欄に記載した金額と一致していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	中間納付額の還付金がある場合、適格合併等により移転を受けた資産等がある場合等には、一致しないことがあります。 通算税効果額のうち本税部分の金額を支払うこととなる場合には、発生年度で損金経理をした金額を別表四付表の1の①欄及び②欄に記載します。また、別表五(一)の任意の欄に「未払金(通算税効果額)」等と記載の上、「当期の増減」の「増③欄」に同額を記載するとともに、28の「増③欄」に△印を付して同額を記載します。 通算税効果額のうち本税部分の金額を受け取ることとなる場合には、発生年度で収益として経理した金額を別表四付表の6の①欄及び②欄に記載します。また、別表五(一)の任意の欄に「未収金(通算税効果額)」等と記載の上、「当期の増減」の「減②欄」に同額を記載するとともに、28の「増③欄」に同額を記載します。
	19	★	前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	左記の項目以外に、前事業年度以前に申告調整を行っている項目についても、その受入処理が正しく行われているか併せて確認する必要があります。
	20	★ ★	貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	左記の金額が一致していない場合には、申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
	21	★	組織再編成が行われた場合、利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていない場合には、特定同族会社の課税留保金額等の計算に誤りが生じることがあります。
租税公課の納付状況等 別表五(二)	22	★ ★	5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	左記によっていない場合には、租税公課に係る申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
	23	★ ★	5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	
	24	★ ★	19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の13欄等で減算していますか。 また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を別表四で加算していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	
	25	★ ★	「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	
	26	★ ★	41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	
所得税額の控除 別表六(一)	27	★	復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、「①について課される所得税額②」及び「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄には、所得税額及び復興特別所得税額を記載していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	復興特別所得税額を記載していない場合には、所得税の控除税額が過少となる場合があります。
	28	★	所有期間によるあん分計算を要しないにもかかわらず、あん分計算を行った金額を12欄又は19欄に記載していませんか。 (例) ・ 公社債及び預貯金の利子 ・ 合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除きます。)の収益の分配 ・ 特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当 ・ 資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配	○ 適	○ 否	○ 非該当	あん分計算を要しないものについて、あん分計算を行った場合には、所得税の控除税額が過少となる場合があります。

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

項目	No.	吹き出し別表へのリンク	確認内容	確認結果	留意事項	
所得税額の控除 別表六(一)	29	★	「①について課される所得税額②」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄について、集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額(別表六(五)の二)の「1の②」から「4の②」までの各欄に記載された金額並びに10欄、16欄及び23欄に記載された金額がある場合には、それぞれの金額を控除していますか(分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五)の二)を作成・添付していますか。)	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	分配時調整外国税相当額は、所得税額と区分して法人税額等から控除することとされています。 なお、「分配時調整外国税相当額」とは、法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除すべき外国源泉所得税の額を基礎として計算した一定の金額をいいます。	
外国税額の控除 別表六(二)・ 同付表一・ 同付表五	30	★	通算法人の控除限度額(別表六(二)の17欄及び52欄)は、別表六(二)付表五の35欄及び43欄の金額をそれぞれ転記していますか(別表六(二)の2～16欄並びに50欄及び51欄への記載は不要です。)	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	通算法人の控除限度額は、別表六(二)付表五を用いて計算します。 なお、控除限度額の計算要素である法人税額、所得金額若しくは欠損金額、非課税国外所得金額、加算前国外所得金額又は地方法人税額が変動した場合には、控除限度額を再計算する必要があるため、他の通算法人に変動後の金額を通知しなければならないこととされています。	
	31	★	国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額(別表六(二)付表五の15欄及び16欄)及び非課税国外所得金額(別表六(二)付表五の17欄)の計算において、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算していますか。 また、国外事業所等帰属所得に係る金額の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成・添付していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	国外所得金額及び非課税国外所得金額の計算は、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算することとされています。	
	32	★	★	国外事業所等帰属所得に係る金額及びその他の国外源泉所得に係る金額ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	
	33	★	★	別表六(二)の24欄及び別表六(二)付表一の5欄の金額は、税引後の金額としていますか。 また、これらの金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	税引後の金額としていない場合には、国外所得金額が過大となる可能性があり、その結果、外国税額の控除額が過大となる可能性があります。
	34	★	★	国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。 (例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三)の二)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額(本店所在地国及び支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。)	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	別表四の加減算額を調整していない場合には、国外所得金額の計算が正しく行われていない可能性があり、その結果、外国税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算 別表六(二)付表六	35	★	過去の事業年度における外国税額の控除額が増加したことに伴い、税額控除不足額相当額の控除を受ける場合には、税額控除不足額相当額の控除を受けるために必要な書類(その過去の事業年度の別表六(二)などの法規第30条の2に規定する書類)を添付した上で、6欄及び13欄のそれぞれの計の金額を、別表六(二)の22欄及び55欄にそれぞれ転記していますか。 また、過去の事業年度における外国税額の控除額が減少したことに伴い、税額控除超過額相当額が生じた場合には、その過去の事業年度の別表六(二)などの法規第30条の5に規定する書類を添付した上で、7欄及び14欄のそれぞれの計の金額を、別表一の4欄及び32欄でそれぞれ加算していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	通算法人において過去の事業年度における当初申告の外国税額の控除額の計算の基礎となる各種金額に変動が生じ、再計算した結果、再計算後の外国税額の控除額が過去の事業年度における当初申告の外国税額の控除額と異なり外国税額の控除額に過不足額が生ずることとなったとしても、過去の事業年度における修正申告又は更正は不要とされており(当初申告税額控除額固定措置)、その過不足額については、進行事業年度の法人税の額から控除し、又は加算することにより調整を行うこととされています(進行事業年度調整措置)。	
	36	★	修正申告である場合、6欄、7欄、13欄及び14欄の金額は当初申告におけるこれらの欄の金額と一致していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	左記の金額が一致していない場合には、修正申告の法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額並びに地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に誤りが生じることがあります。	
外国税額の繰越控除余裕又は繰越控除限度超過額の計算 別表六(三)	37	★	12～29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い事業年度のものから順に充当していますか。 また、同一事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	充当の順序に誤りがあった場合には、外国税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。	

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

項目	No.	吹き出し別表へのリンク	確認内容	確認結果	留意事項
控除対象外国法人税額別表六(四)~(五)	38	★	外国法人税に該当しない税を記載していませんか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	法人の所得を課税標準として課される税ではないものは外国法人税に該当せず、外国税額控除の対象となりません。 また、法人の所得を課税標準として課される税であっても、税を納付する者がその納付後、任意にその金額の全部又は一部の還付を請求することができる税等、法令第141条第3項各号に掲げる税についても外国法人税に該当せず、外国税額控除の対象となりません。
	39	★	益金不算入の対象となる外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等を、別表六(四)に記載していませんか。 また、税法第23条の2第2項第1号の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額(同条第3項の規定の適用を受けるものを含みます。)に係る外国源泉税等について、別表六(四の二)を作成・添付していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等は、その配当等の額のうち税法第23条の2第2項の規定の適用を受ける部分の金額に係るものを除き、外国税額控除の対象となりません。
	40	★ ★	別表六(四)の4欄、別表六(四の二)の7欄及び別表六(五)の3欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	外国税額控除については、原則として、外国法人税を納付することとなる日の属する事業年度において適用することとなりますが、確定した外国法人税の額を費用として計上した日の属する事業年度において適用することもできます。 なお、これは、適用年度を任意に選択できるというのではなく、その費用計上時期が税務上も認められる合理的な基準による必要があります。
	41	★ ★	別表六(四)の8欄、別表六(四の二)の9欄及び別表六(五)の5欄は、租税条約及び日台民間租税取決めの限度税率を超えていませんか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	租税条約及び日台民間租税取決めの限度税率を超えている部分については、外国税額控除の対象にならず、損金の額に算入されることとなります。
	42	★ ★	別表六(四)の12欄、別表六(四の二)の11欄及び別表六(五)の7欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。 また、みなし外国税額を証する書類を添付していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	みなし外国税額控除は、租税条約において、外国法人税を納付したとみなされる旨を取り決めた国及び税目によって適用されることから、当事業年度における適用関係を租税条約により確認する必要があります。
法人税の額から控除される特別控除額別表六(六)	43	★	複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	適用を受ける制度の税額控除可能額の合計額が、調整前法人税額の90%相当額を超える場合には、その超える部分の金額は、調整前法人税額から控除せずに、各制度の繰越税額控除限度超過額となります。
特定税額控除規定の適用可否の判定・通算法人に係る通算特定税額控除規定の適用可否の判定別表六(七)・(八)	44	★ ★	通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合又は通算グループ内のいずれかの法人(一定の通算加入適用除外事業者を除きます。)が適用除外事業者に該当する場合で、次の法人税額の特別控除制度の適用を受けるときには、別表六(七)(通算グループ内のいずれかの法人が次の(1)又は(2)の制度の適用を受けるときには、別表六(七)及び(八))を作成・添付していますか。 また、別表六(七)の6欄、7欄、11欄、12欄又は16欄(通算グループ内のいずれかの法人が次の(1)又は(2)の制度の適用を受けるときには、別表六(八)の4欄、8欄又は13欄)のいずれかが「該当」となっていますか。 (1) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除(別表六(九)、同付表) (2) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除(別表六(十二)、同付表二) (3) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(別表六(十九)) (4) 生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除(別表六(二十六))	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合には、通算グループ内の全ての法人が中小企業者に該当しないこととされています。 また、通算グループ内のいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、原則として、通算グループ内の全ての法人が適用除外事業者として取り扱われることとされています。 なお、通算グループ内のいずれかの法人が左記の(1)又は(2)の制度の適用を受ける場合には、通算グループ全体で適用可否の判定を行うこととされていることから、通算グループ内の全ての法人が別表六(七)及び(八)を作成・添付する必要があります。 通算法人の場合の「中小企業者」とは、通算グループ内の全ての法人が次の法人等に該当しない場合の通算法人をいいます。 (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人 (2) その発行済株式等の総数等の1/2以上が同一の大規模法人に所有されている法人 (3) その発行済株式等の総数等の2/3以上が大規模法人に所有されている法人 また、「適用除外事業者」とは、当事業年度開始の前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円超の法人等をいい、「通算加入適用除外事業者」とは、通算親法人の事業年度開始の日以後にその通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった一定の適用除外事業者をいい、「大規模法人」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人等をいいます。

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

項目	No.	吹き出し別表へのリンク	確認内容	確認結果			留意事項
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 別表六(九)・(十)・(十一)・(十二)	45	★ ★ ★	別表六(九) (中小企業者等の場合、別表六(十)) の1欄及び別表六(十二)の1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 (1) 棚卸資産 (2) 固定資産 (事業の用に供する時に於いて試験研究の用に供するものを除きます。) (3) 繰延資産 (試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。) また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額となっていますか。 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	試験研究費の額について申告調整額を加減算した税務上の金額となっていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。 なお、売上原価等の原価の額並びに左記の(2)又は(3)に係る償却費、除却損及び譲渡損の額は、試験研究費の額には含まれません。 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合において、その支払を受けた金額がその試験研究費の額を上回っていたときは、その上回った金額は、他の試験研究費の額から控除することとなります。
	46	★	別表六(十一)の比較試験研究費の額の計算における各調整対象年度の2欄の金額について、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、各調整対象年度の2欄の金額は、当事業年度に適用される規定により計算していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	各調整対象年度の試験研究費の額について申告調整額を加減算した税務上の金額となっていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
	47	★	別表六(十一)の平均売上金額の計算における各売上調整年度の7欄の金額及び当期の9欄の金額について、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	各売上調整年度の7欄の金額及び当期の9欄の金額について申告調整額を加減算した税務上の金額となっていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
	48	★	別表六(十一)の調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	比較試験研究費の額の計算における調整対象年度及び平均売上金額の計算における売上調整年度には、当事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度 (試験研究費の額がない事業年度を含みます。) を含める必要があります。
	49	★ ★ ★	通算グループ内のいずれかの法人が次の制度の適用を受ける場合、それぞれの別表を作成・添付していますか (自己において、試験研究費の額、特別試験研究費の額及び調整前法人税額がない場合を除きます。) (1) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(九)、同付表) (2) 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(十)、同付表) (3) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(十二)、同付表二)	○ 適	○ 否	○ 非該当	通算法人に係る税額控除割合、税額控除可能額及びその配分額 (税額控除可能配分額) は、別表六(九)及び同付表 (中小企業者等の場合には、別表六(十)及び同付表) 又は別表六(十二)及び同付表二を用いて計算します。 左記の制度は、税額控除可能額の計算に用いる試験研究費の額、特別試験研究費の額又は調整前法人税額を有する通算グループ内の全ての法人が当初申告において左記の制度に係る別表を作成・添付している場合に限り、適用することとされています。 したがって、他の通算法人のいずれかの法人が当初申告において左記の制度に係る別表を作成・添付していない場合には、自己の当初申告において左記の制度に係る別表を作成・添付した場合であっても、左記の制度は適用できないこととされています。 なお、試験研究費の額、特別試験研究費の額、比較試験研究費の額、平均売上金額、調整前法人税額又は欠損金額が変動した場合には、他の通算法人に変動後の金額を通知しなければならないこととされています。
50	★	合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。 また、分割若しくは現物出資が行われた場合の比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整計算の特例の適用を受ける場合又は現物分配が行われた場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受ける場合、所定の事項を記載した書類を添付していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。	
その他の法人税額の特別控除 別表六(十) ほか	51	★	通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合又は通算グループ内のいずれかの法人 (一定の通算加入適用除外事業者を除きます。) が適用除外事業者に該当する場合、次の中小企業者等向けの法人税額の特別控除制度を適用していませんか。 (1) 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(十)、同付表) (2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(十五)) (3) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除 (適用要件の緩和措置) (別表六(二十)) (4) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(二十三)) (5) 中小企業者等に係る給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 (別表六(二十四)) (6) 生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除 (税額控除割合) (別表六(二十六))	○ 適	○ 否	○ 非該当	通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合には、通算グループ内の全ての法人が中小企業者に該当しないこととされています。 また、通算グループ内のいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、原則として、通算グループ内の全ての法人が適用除外事業者として取り扱われることとされています。

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

項目	No.	吹き出し別表へのリンク	確認内容	確認結果			留意事項
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 別表六(二十四)・同付表一	52	★	別表六(二十四)の5欄の金額は、前事業年度の別表六(二十四)の4欄の金額と一致していますか。 また、別表六(二十四)の16欄に金額の記載がある場合、前事業年度の別表六(二十四)の15欄の金額と一致していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	当事業年度の比較雇用者給与等支給額と前事業年度の雇用者給与等支給額は、決算期変更により当事業年度と前事業年度の月数と異なる場合や組織再編成があった場合等を除いては、原則として、一致することとなります。 また、当事業年度の比較教育訓練費の額と前事業年度教育訓練費の額についても、同様となります。
	53	★	給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額又はその金額のうち雇用安定助成金額がある場合、別表六(二十四)付表一の2欄及び3欄に金額を記載していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	給与等の支給額について、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(雇用安定助成金額等の一定のものを除きます。)がある場合には、その金額を控除した金額とされていますので、別表六(二十四)付表一の2欄及び3欄に記載すべき金額を記載しなかったときには、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。 また、別表六(二十四)付表一の8欄及び9欄並びに15欄及び16欄についても、同様となります。
	54	★	別表六(二十四)の4欄及び11欄並びに5欄及び12欄の金額は、当事業年度に適用される規定により計算していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	令和6年度税制改正により、令和6年4月1日以後に開始する事業年度における給与等の支給額から控除するその給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額の計算については、役務の提供の対価として支払を受ける金額を除くこととされました。これにより、当事業年度の雇用者給与等支給額及び継続雇用者給与等支給額並びに比較雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額は、同改正後の給与等の支給額により計算することとなります。
欠損金の損金算入等 別表七(一)・(二)・同付表一	55	★	別表七(一)の2欄の金額は、損益通算後の欠損金控除前の所得金額の50%相当額となっていますか。ただし、次の事業年度を除きます。 (1) 通算グループ内の全ての法人が、当事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であり、かつ、一又は完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されていない法人である場合の事業年度 (2) 更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。) (3) 通算グループ内の全ての法人の当事業年度終了の日の属する事業年度が、設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合の通算法人(一定の通算法人を除きます。)の事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)	○ 適	○ 否	○ 非該当	別表七(一)の2欄の損金算入限度額は、原則として、各通算法人の所得金額の50%相当額ですが、左記の(1)から(3)までの事業年度においては、各通算法人の所得金額の100%相当額となります。 なお、左記の(1)及び(3)は通算グループ全体で判定しますが、左記の(2)は通算法人ごとに判定することとされています。
	56	★	別表七(一)の4欄の計の金額は、別表七(二)付表一の8欄の計の金額と一致していますか。 また、別表七(一)の5欄の金額は、別表七(二)の4欄と7欄の金額の合計額と一致していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	通算法人の欠損金の繰越控除額は別表七(二)付表一を用いて計算するとともに、通算法人の欠損金の翌期繰越額は別表七(二)を用いて計算します。 通算法人における欠損金の繰越控除は、別表七(二)及び同付表一で欠損金の通算を行い、通算後の金額を別表七(一)に転記します。したがって、別表七(一)の3欄の金額から4欄の金額を控除した金額は、5欄の金額と一致しないこととなります。
	57	★	適格合併等に係る被合併法人等に未処理欠損金額がある場合又は適格組織再編成等に係る合併法人等に欠損金額がある場合、別表七(一)付表一を作成・添付していますか。 また、特定欠損金額がある場合、別表七(一)付表一の1～3欄の内書にその金額を記載していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	適格合併が行われた場合には、被合併法人の未処理欠損金額を合併法人に引き継ぐこととされていますが、支配関係5年継続要件及びみなし共同事業要件のいずれも満たさないときには、その引継ぎを制限することとされています。 また、適格組織再編成等が行われた場合で支配関係5年継続要件及びみなし共同事業要件のいずれも満たさないときには、合併法人等の欠損金額の全部又は一部はみなし共同事業要件のいずれも満たさない通算法人に限り、次の(1)及び(2)の繰越欠損金額は、ないものとする(切り捨てる)こととされています。 通算グループ内のいずれかの法人から引き継いだ欠損金額に特定欠損金額がある場合及び通算グループ外の法人から欠損金を引き継いだ場合は、特定欠損金額として別表七(一)付表一の1～3欄に内書きする必要があります。
	58	★	通算開始・加入事業年度である場合、別表七(二)の8～10欄及び14欄に記載していますか(特定欠損金額がある場合、各欄の内書にその金額を記載していますか)。 なお、時価評価除外法人に該当しない場合、8欄は「0」と記載していますか。 また、時価評価除外法人に該当する場合(支配関係5年継続要件及びみなし共同事業要件のいずれも満たさない場合に限ります。)で支配関係発生日以後に新たな事業を開始したときには、10欄は次の金額を記載していますか。 (1) 欠損金の生じた事業年度が支配関係事業年度前の事業年度である場合 「0」 (2) 欠損金の生じた事業年度が支配関係事業年度以後の事業年度である場合 「8欄又は9欄のうち少ない金額」	○ 適	○ 否	○ 非該当	時価評価除外法人(通算制度の開始・加入時に時価評価の対象とならない通算法人)に該当しない通算法人の通算開始・加入事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額は、ないものとする(切り捨てる)こととされています。 また、時価評価除外法人に該当する通算法人(支配関係5年継続要件及びみなし共同事業要件のいずれも満たさない通算法人に限り、)の次の(1)及び(2)の繰越欠損金額は、ないものとする(切り捨てる)こととされています。 (1) 支配関係事業年度(支配関係発生日の属する事業年度をいいます。)前の各事業年度の繰越欠損金額 (2) 支配関係事業年度以後の各事業年度の繰越欠損金額のうち特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額等一定の金額

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

項目	No.	吹き出し別表へのリンク	確認内容	確認結果			留意事項
通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算 別表七の二	59	★	時価評価除外法人に該当する場合(支配関係5年継続要件及びびみなし共同事業要件のいずれも満たさない場合に限り)に、それぞれ次の欄にその金額を記載していますか。 (1) 当事業年度が多額の償却費の額が生ずる事業年度である場合 12欄(13欄及び14欄の記載は不要です。) (2) 当事業年度の適用期間において特定資産譲渡等損失額が生ずる場合 14欄	○ 適	○ 否	○ 非該当	損益通算すべき金額(通算対象欠損(所得)金額)は、別表七の二を用いて計算します。 時価評価除外法人に該当する通算法人(支配関係5年継続要件及びびみなし共同事業要件のいずれも満たさない通算法人に限り)に該当するときは、その通算法人の次の事業年度におけるそれぞれ次に定める金額は、損益通算の対象とはならないこととされています。 (1) 多額の償却費の額が生ずる事業年度 通算法人の適用期間内の日の属する事業年度において生ずる通算前欠損金額 (2) (1)以外の事業年度(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の規定の適用がある事業年度を除きます。) 通算法人のその事業年度において生ずる通算前欠損金額のうちその事業年度の適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額に達するまでの金額
受取配当等の益金不算入・通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額の計算 別表八(一)・同付表	60	★	通算グループ内のいずれかの法人が支払利子等の控除額の特例計算の適用を受ける場合、別表八(一)付表を作成・添付していますか(自己において、支払利子合計額及び適用関連法人配当等の額がない場合を除きます。)	○ 適	○ 否	○ 非該当	通算法人が支払利子等の控除額の特例計算の適用を受ける場合には、別表八(一)付表を用いて計算します。 なお、支払利子等の控除額の特例計算の適用については、通算グループ内の全ての法人が一律に選択する必要があります。
	61	★	別表八(一)の9欄、16欄、26欄及び33欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。 (例) ・ 公社債の利子の額 ・ MMF(追加型公社債投資信託)等の公社債投資信託の収益の分配の額 ・ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額(外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託(ETF)の収益の分配の額を除きます。) ・ 不動産投資信託の収益の分配の額 ・ オープン投資信託の特別分配金の額 ・ 外国法人、特定目的会社、投資法人から受ける配当等の額 ・ 匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額	○ 適	○ 否	○ 非該当	左記の(例)以外に、生命保険の契約者配当金、協同組合等の事業分量配当金等についても益金不算入の対象となりません。
	62	★	別表八(一)の9欄の金額に、完全子法人株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	「完全子法人株式等」とは、その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等をいい、「関連法人株式等」とは、その保有割合が1/3超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の前に最後にされた配当等の基準日等の翌日からその受ける配当等の額に係る基準日等まで引き続き有している場合のその株式等をいい、「非支配目的株式等」とは、その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額に係る基準日等において有する場合の当該他の株式等をいい、「その他株式等」とは、完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等をいいます。 なお、株式区分については、完全支配関係(通算完全支配関係を含みます。)があるグループ全体で判定することとされています。
	63	★	別表八(一)の14欄の金額に、関連法人株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	
	64	★	別表八(一)の24欄の金額に、その他株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	
	65	★	別表八(一)の31欄の金額に、非支配目的株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託(ETF)の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。	○ 適	○ 否	○ 非該当	
	66	★	別表八(一)の35欄の金額は、損益計算書の支払利息(社債利息及び手形の割引料等を含みます。)の額の合計額(別表四において、支払利子等の額に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額)と一致していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	
				○ 適	○ 否	○ 非該当	

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

項目	No.	吹き出し別表へのリンク	確認内容	確認結果	留意事項	
外国子会社から受ける配当等の益金不算入等別表八(二)	67	★	6欄は、他の通算法人が保有する株式の数等を含めて算出し、その割合は25%以上となっていますか。 また、租税条約で保有割合が軽減されている場合、自己が単独で保有する割合は、軽減割合以上となっていますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	保有割合の判定に当たっては、自己株式を除くとともに、他の通算法人が保有している株式の数等を含めることとされています。 また、租税条約で保有割合が軽減されている場合には、通算グループ全体でなく通算法人(自己)が単独で保有している株式の数等で保有割合を判定することとなります。	
	68	★	7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	配当等について、継続してその支払を受けた日(その支払のために通常要する期間内の日に限ります。)の属する事業年度の収益としている場合には、当事業年度中の日付とならないことがあります。	
	69	★	8欄は、6月以上の期間となっていますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続して保有している株式等が対象となります。	
	70	★	27欄の金額を別表四で加算していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	損金不算入とされる外国源泉税等の額は、外国税額控除における国外所得金額の計算に含まれることとなります。	
取用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等・取用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入別表十(六)・同付表・別表十三(四)	71	★	別表十(六)の3欄は、2欄に記載した日から6月を経過した日までの日付となっていますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	公共事業施行者から最初に取り等の出申を受けた日から6月を経過した日まで(仲裁の申請に基づき仲裁判断があった場合等には、別途期間が設けられています。)に譲渡されなかった資産については、代替資産についての圧縮記帳の適用を受けることができますが、所得の特別控除の適用を受けることはできません。 また、次の資産についても、同様に、代替資産についての圧縮記帳の適用を受けることができますが、所得の特別控除の適用を受けることはできません。 (1) 一の取用換地等に係る事業につき、取用換地等による資産の譲渡が2年以上にわたって分割して行われた場合における最初に譲渡があった年において譲渡された資産以外の資産 (2) 取用換地等による資産の譲渡が最初に取り等の出申を受けた者以外の法人からされた場合(一定の場合を除きます。)におけるその資産	
	72	★	★	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、別表十(六)の14欄又は別表十三(四)の12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	建物を取り壊して土地を譲渡している場合の建物の帳簿価額等は譲渡経費に該当することから、これらを含めていなかった場合には、所得の特別控除額や圧縮限度額の計算に誤りが生じることがあります(建物の廃材等の売却代金は、譲渡経費から控除することとなります。) なお、この場合の建物の帳簿価額は、会計上の帳簿価額ではなく、税務上の帳簿価額となります。
	73	★	★	同一事業年度内の同一暦年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳(特別勘定を設けた場合を含みます。)を重複適用していませんか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	同一事業年度内の同一暦年に属する期間に取用換地等があった場合において、所得の特別控除と圧縮記帳との重複適用を行うことはできませんが、同一事業年度内の異なる暦年において取用換地等があった場合には、それぞれの暦年ごとに所得の特別控除と圧縮記帳との選択適用ができます。
	74	★	★	取用換地等及び特定事業の用地買収等に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(別表十(六)の20~22欄、35~37欄、40~42欄、45~47欄、50~52欄)。 なお、完全支配関係があるグループ全体で同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(別表十(六)付表の8~14欄、20~26欄)。 また、別表十(六)付表は、譲渡した資産ごとに作成・添付していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	同一暦年での所得の特別控除額の限度額は5,000万円となりますが、同一事業年度内の異なる暦年において取用換地等があった場合には、それぞれの暦年ごとに5,000万円を限度とすることができるため、その事業年度における所得の特別控除額が5,000万円を超えることもあります。 また、上記の「5,000万円」については、完全支配関係(通算完全支配関係を含みます。)があるグループ全体で判定することとされています。

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

項目	No.	吹き出し別表へのリンク	確認内容	確認結果	留意事項
特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入別表十三(五)	75	★	適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第65条の7第1項の表の各号の要件を満たしていますか。 また、当事業年度の期間内に譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得をした場合におけるその買換資産は、特定の資産の買換えの場合の課税の特例の適用に関する届出書に記載した買換資産となっていますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	税制改正により、対象となる譲渡資産等の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする譲渡資産等が法令に適合しているか確認する必要があります。 なお、令和5年度税制改正により、令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合で、一の事業年度の期間内にその譲渡資産の譲渡及びその買換資産の取得をしたときの適用要件として、納税地の所轄税務署長に適用を受ける旨の届出をすることが追加されました。
	76	★	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、9欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	建物を取り壊して土地を譲渡している場合の建物の帳簿価額等は譲渡経費に該当することから、これらを含めていなかった場合には、圧縮限度額の計算に誤りが生じることがあります(建物の廃材等の売却代金は、譲渡経費から控除することとなります。)。 なお、この場合の建物の帳簿価額は、会計上の帳簿価額ではなく、税務上の帳簿価額となります。
	77	★	買換資産が措法第65条の7第1項の表の第3号の下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか(特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。)	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	面積要件を満たさない場合には、特定資産の買換えの特例の適用を受けることはできません。 なお、特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるものであるかの判定は、買換資産である土地等を取得した時において、現に特定施設の敷地等の用に供されているか、又は供されることが確実であると認められるかによって行うこととなります。
	78	★	買換資産が土地等の場合、21欄には20欄のうち、5欄の5倍を超える部分の面積を記載していますか。 また、その明細を別紙に記載して添付していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	取得した土地等のうち、譲渡資産である土地等の面積の5倍を超える部分については、買換資産とすることはできません。
	79	★	4欄の「所在地」が集中地域以外の地域内であり、かつ、14欄の「所在地」が集中地域内である場合、「80/100」の圧縮割合を乗じて29欄の金額を算出していませんか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換えをした場合には、原則として、「80/100」の圧縮割合を乗じて29欄の金額を算出することとされています。 なお、譲渡資産が集中地域以外の地域内にある資産に該当する場合で、次の(1)から(3)までに該当するときには、それぞれ次の圧縮割合を乗じて29欄の金額を算出することとなります。 (1) 買換資産が東京23区以外の集中地域内にある資産に該当する場合 「75/100」 (2) 買換資産が東京23区内にある資産に該当する場合 「70/100」 (3) ②のうち、本店の移転を伴う買換えの場合 「60/100」 また、「集中地域」とは、平成30年4月1日における次の区域をいいます(地域再生法第5条第4項第5号イ、地域再生法施行令第5条第1項)。 ① 東京都の特別区の存する区域及び武蔵野市の区域並びに三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市の区域のうち首都圏整備法施行令別表に掲げる区域を除く区域 ② 首都圏整備法第24条第1項の規定により指定された区域 ③ 大阪市の区域及び近畿圏整備法施行令別表に掲げる区域 ④ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域 左記のほか、譲渡資産が東京23区内にある資産に該当し、買換資産が集中地域以外の地域内にある資産に該当する場合であって、本店の移転を伴う買換えであるときは、「90/100」の圧縮割合を乗じて29欄の金額を算出することとなります。
80	★	一定期間内(原則として、特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から1年以内)に買換資産を取得しなかった場合、45欄に益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	特定資産の買換えにより特別勘定を設けた通算法人は、原則として、その特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から1年以内(税務署長の承認を受けた場合には、その承認を受けた期間)に買換資産を取得する必要があり、これを経過した場合には、その特別勘定の金額は益金の額に算入されます。	
寄附金の損金算入別表十四(二)	81	★	10欄の金額は、別表五(一)の32④欄+33④欄の合計額を記載していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	寄附金の損金算入限度額の計算は、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額を基礎として行うこととされています。

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

項目	No.	吹き出し別表へのリンク	確認内容	確認結果			留意事項	
完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整 別表十四(六)	82	★	5欄の金額は、1,000万円以上の金額を記載していますか。 なお、通算グループ内の法人間で譲渡された通算法人株式については、譲渡直前の帳簿価額が1,000万円未満であっても5欄に記載していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	5欄の譲渡原価の額は、譲渡損益調整資産の譲渡直前の帳簿価額をいい、例えば、不動産売買又は有価証券の譲渡に係る手数料など譲渡に付随して発生する費用は、これに含まれないこととなります。 「譲渡損益調整資産」とは、固定資産、土地等、有価証券(売買目的有価証券を除きます。)、金銭債権及び繰延資産のうち、譲渡直前の帳簿価額が1,000万円以上のものをいいます。	
	83	★	譲渡損益調整資産が通算グループ内の他の通算法人の株式であり、かつ、譲渡法人が当該他の通算法人以外の通算グループ内の法人である場合、12～26欄に記載していませんか。 また、その場合、その譲渡損失額又は譲渡利益額を別表四付表の3欄又は8欄に記載していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	なお、通算法人が他の通算法人の株式を譲渡した場合(当該他の通算法人に譲渡した場合を除きます。)には、当該他の通算法人の株式の帳簿価額が1,000万円未満であっても譲渡損益調整資産から除かないこととされています。 この場合、当該他の通算法人の株式については、12欄から26欄までの各欄は記載しません。	
	84	★	譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合、13欄又は16欄に金額を記載していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合には、譲渡損益調整額の戻入れ計算について、原則法又は簡便法を選択適用することができます。	
	85	★	譲渡損益調整額の戻入れ計算を譲渡年度において原則法又は簡便法により行った場合、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	また、複数の減価償却資産又は繰延資産を譲渡した場合には、個々の減価償却資産又は繰延資産ごとに原則法又は簡便法を選択適用することができます。 なお、譲渡年度において、原則法又は簡便法を適用した資産については、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用する必要があります。	
交際費等の損金算入 別表十五・ 同付表	86	★	交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額の明細の各欄に記載していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	通算法人の交際費等の損金不算入額については、次のとおりとされています。 (1) 通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額又は出資金の額が100億円超である場合 交際費等の額の全額	
	87	★	通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額又は出資金の額が100億円超である場合、別表十五の9欄に記載していませんか。 また、通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である場合又はそのいずれかの法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている場合、別表十五の3欄の計算をしていませんか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	(2) 通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である場合又は通算グループ内のいずれかの法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている場合(1の場合を除きます。) 交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額 (3) ①②以外の場合 交際費等の額のうち次のいずれかの金額 イ 接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額 ロ 通算定額控除限度分配額を超える部分の金額	
	88	★	通算グループ内のいずれかの法人が別表十五の3欄の金額を損金算入限度額とすることを選択している場合、自己は2欄の金額を損金算入限度額とすることを選択しているとしても、別表十五付表を作成・添付していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	通算法人の通算定額控除限度分配額は、別表十五付表を用いて計算します。 通算グループ内の法人ごとに定額控除限度額の特例と接待飲食費に係る損金算入の特例の選択適用が可能ですが、通算グループ内のいずれかの法人が定額控除限度額の特例を適用する場合には、交際費等の額を支出する全ての通算法人について、別表十五付表を作成・添付する必要があります。	
減価償却資産の償却額の計算 別表十六(一)・(二)・ 特別償却の付表	89	★	平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち、建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	税制改正により、償却方法及び償却率の見直しが行われることがあるため、償却方法等が法令に適合しているか確認する必要があります。 なお、平成28年度税制改正により、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備等については、定率法を適用できないこととされています。	
	90	★	★	通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合又は通算グループ内のいずれかの法人(次の(4)以外の制度にあっては、一定の通算加入適用除外事業者を除きます。)が適用除外事業者に該当する場合等に、次の特別償却を適用していませんか。 (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却 (2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却(適用要件の緩和措置) (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却 (4) 被災代替資産等の特別償却(特別償却率の上乗せ特例) (5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却 (6) 特定地域における工業用機械等の特別償却(沖縄の離島地域等に係るもの)(中小規模法人に係る適用要件の緩和措置)	○ 適	○ 否	○ 非該当	通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合には、通算グループ内の全ての法人が中小企業者に該当しないこととされています。 また、通算グループ内のいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、原則として、通算グループ内の全ての法人が適用除外事業者として取り扱われることとされています。
	91	★	★	特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	特別償却の適用に当たって、法法による圧縮記帳との重複適用をすることはできませんが、措法による圧縮記帳又は他の特別償却との重複適用をすることはできません。 なお、法法による圧縮記帳との重複適用をした場合には、圧縮記帳をした後の金額をその取得価額として特別償却を行うこととなります。
	92	★	★	特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。	○ 適	○ 否	○ 非該当	税制改正により、特別償却の基準取得価額割合及び償却率の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする制度の基準取得価額割合等が法令に適合しているか確認する必要があります。

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

項目	No.	吹き出し別表へのリンク	確認内容	確認結果	留意事項
特定外国関係会社、対象外国関係会社、部分対象外国関係会社(外国金融子会社等を含む。)に係る課税対象金額等の計算 別表十七(三)・(三の二)・(三の五)	93	★	租税負担割合が20%未満である外国関係会社(特定外国関係会社及び添付不要部分対象外国関係会社を除きます。)又は租税負担割合が27%未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三)等を作成・添付していますか(合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。)	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	合算対象とされる外国関係会社は、次のとおりとされています。 (1) 特定外国関係会社(いわゆる「実体基準」及び「管理支配基準」のいずれにも該当しない外国関係会社(一定の持株会社等を除きます。)、総資産額に対する一定の受動的所得の割合が30%を超える外国関係会社で総資産額に対する一定の資産の割合が50%を超えるもの、関連者からの保険料収入が大部分を占める等の要件を満たす外国関係会社、財務大臣が指定する情報交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国・地域に本店等を有する外国関係会社) (2) 対象外国関係会社(いわゆる「事業基準」、「実体基準」、「管理支配基準」又は「非関連者基準」若しくは「所在地国基準」の要件のいずれかを満たさない外国関係会社で(1)以外のもの) (3) 部分対象外国関係会社(2)の要件の全てを満たす外国関係会社で(1)以外のもの (注) 部分対象外国関係会社のうち、銀行業、金融商品取引業又は保険業を行う一定のもの及び外国金融持株会社等を外国金融子会社等とします。
	94	★	別表十七(三)等の各欄は、添付した外国関係会社の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	
	95	★	別表十七(三の二)の24欄の金額は、2欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか(2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。)	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載した場合には、課税対象金額の計算に誤りが生じることがあります。
	96	★	別表十七(三の二)の28欄の金額の換算レートは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。)	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を継続適用している場合で、2以上の外国関係会社(特定外国関係会社又は対象外国関係会社)を有するときは、その全ての外国関係会社につき、その電信売買相場の仲値を適用する必要があります。
	97	★	別表十七(三の五)の6欄、8欄及び12欄の金額は、それぞれ4欄の事業年度の所得に係る外国法人税額、適用対象金額及び課税対象金額を記載していますか。 また、その外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	4欄の事業年度(6欄の外国法人税額の対象となる所得が生じた事業年度)が当事業年度の申告書に添付した別表十七(三の二)の2欄の事業年度(当事業年度に合算される課税対象金額が生じた事業年度)と異なる場合には、当事業年度の申告書に添付した別表十七(三の二)の26欄(適用対象金額)や28欄(課税対象金額)の金額ではなく、4欄の事業年度に係る適用対象金額や課税対象金額を記載する必要があります。
	98	★	別表十七(三の五)の36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。)	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を継続適用している場合で、2以上の外国関係会社を有するときは、その全ての外国関係会社につき、その電信売買相場の仲値を適用する必要があります。
特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等 別表十七(三の七)	99	★	5欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	配当等について、継続してその支払を受けた日(その支払のために通常要する期間内の日に限ります。)の属する事業年度の収益としている場合には、当事業年度中の日付とならないことがあります。
国外関連者 別表十七(四)	100	★	国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者について、「国外関連者の名称等」欄及び「国外関連者との取引状況等」欄を記載していますか(取引には対価の授受がないものも含みます。)	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	左記の記載がない場合には、移転価格上の問題の有無を正しく判定できず、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等 別表十八(一)～(三)	101	★	★	★	通算親法人である場合、通算グループ内の法人について個社ごとに別表十八(一)から(三)までの各欄を記載して当該別表を作成・添付していますか。  通算子法人が複数ある場合には、これらの別表の各欄は、通算子法人別に記載します。 なお、通算親法人が確定申告書にこれらの別表を添付している場合には、通算子法人はこれらの別表の添付を省略することができます。

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

項目	No.	吹き出し別表へのリンク	確認内容	確認結果	留意事項
B / S ・ P / L ・ 勘定科目内訳明細書	102	★ ★	有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	資産の評価損を計上するに当たっては、物損等の事実や法的整理の事実が生じているかを確認する必要があります。
	103	★	申告書に添付した役員給与等の内訳書の「事前確定届出給与」欄に記載された金額は、事前確定届出給与に関する届出書に記載した金額と一致していますか。 また、確定数給与の支給として行う株式又は新株予約権の交付が正常な取引条件で行われた場合のその確定数給与に係る損金算入額は、交付決議時価額と一致していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	所轄税務署へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合には、実際の支給額の全額が損金の額に算入されません。 また、確定数給与の支給として行う株式又は新株予約権の交付について、正常な取引条件で行われた場合の損金算入額は交付決議時価額となり、正常な取引条件で行われなかった場合の損金算入額は役員提供の価額となります。
	104	★	業績運動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社又は非同族会社による完全支配関係がある同族会社に該当していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	非同族会社による完全支配関係がない同族会社が支給した業績運動給与の額は、損金の額に算入されません。
	105	★ ★	役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び損金となる業績運動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四で加算していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	他社から出向者を受け入れ、その出向者が自社で役員となっている場合で一定のときには、自社が他社（出向元法人）へ支出するその役員に係る給与負担金の支出を自社におけるその役員に対する給与の支給として、左記の内容を確認する必要があります。
	106	★	税務上使用人兼務役員になれない役員（専務取締役、常務取締役、監査役等）に対する給与の額を、「使用人職務分」欄に記載していませんか（その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用人職務分に対する給与の額である場合を除きます。）。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	左記の役員以外にも、非常勤役員は常時使用人としての職務に従事していないことから、使用人兼務役員になることはできません。
	107	★	「使用人職務分」欄に金額の記載がある場合、使用人としての職制上の地位（部長、工場長等）を「役職名」欄及び「担当業務」欄に記載していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	総務担当取締役、経理担当取締役等のように、特定の部門の職務を統括しているだけでは使用人兼務役員になることはできません。
	特別損失 雑損失等	108	★ ★	損金の額に算入されない租税公課、罰金等の額を別表四で加算していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当

申告書確認表 (内国法人 (グループ通算制度適用) 用)

項目	No.	吹き出し別表へのリンク	確認内容	確認結果	留意事項			
消費税及び地方消費税の申告書(一般用)・添付書類	共通事項	109	★	電子申告義務がある法人の場合、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	電子申告義務がある法人は、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類(付表1-3等)の全てを電子申告により提出しなければならないこととされています(一定の場合を除きます。) なお、「電子申告義務がある法人」とは、当事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人及び相互会社をいいます。		
	資産の譲渡等	110	★	★	★	申告書第一表①欄の金額は、付表2-1①のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄)又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2-1若しくは2-3⑬の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	法人税の申告に当たって、課税売上げに係る申告調整がある場合には、調整した後の金額を記載する必要があります。
		111	★	★	非居住者から受け取る利子等(外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場合、その金額を付表2-1③F欄又は2-3③C欄に記載していますか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	非課税資産の譲渡等のうち、金銭の貸付けや国債等の取得で債務者が非居住者であるもの等については、輸出取引(免税取引)とみなされ、課税売上割合の計算上、これらに係る利子等の額は分母、分子に算入されます。	
		112	★	★	付表2-1⑥F欄又は2-3⑥C欄の金額には、次の金額を含めていますか。 (1) 有価証券の譲渡対価の5%相当額 (2) 土地等の譲渡対価の金額 (3) 受取利子の金額 (4) 集団投資信託の収益の分配金 (5) 従業員から受け取る社宅家賃等	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	非課税売上額に誤りがある場合には、課税売上割合が変動し、控除対象仕入税額の計算に誤りが生じることがあります。	
	控除税額	113	★	★	令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額(売上税額)について、付表1-1②のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、付表1-2の各欄)又は1-3②のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、付表2-1⑩のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄)又は2-3⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割戻し計算)により計算していませんか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	売上税額の計算について積上げ計算を適用している場合には、仕入税額の計算についても積上げ計算を適用することとされています。 なお、売上税額の計算について割戻し計算を適用している場合には、仕入税額の計算は積上げ計算又は割戻し計算のいずれかを選択することができます。	
		114	★	★	★	令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、付表2-1⑩のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄)又は2-3⑩のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、適格請求書発行者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、付表2-1⑫のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄)又は2-3⑫のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割戻し計算)により計算していませんか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	仕入税額の計算について積上げ計算を適用している場合には、適格請求書発行者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額の計算についても積上げ計算を適用することとされています。 なお、適格請求書発行者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けるためには、次の(1)及び(2)を保存することとされています。 (1) 適格請求書発行者以外の者から受領した区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等 (2) 経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿
		115	★	★	★	課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	個別対応方式を選択した場合には、課税仕入れに係る消費税額を、課税売上げにのみ要するもの、非課税売上げにのみ要するもの並びに課税売上げ及び非課税売上げに共通して要するものに区分する必要があります。
		116	★	★	★	付表1-1⑥のD欄、E欄又は1-3⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の6.24/108、7.8/110相当額を、付表1-1⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。 また、不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。	○ 適 ○ 否 ○ 非該当	貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の5/105、8/108又は10/110相当額を記載した場合(地方消費税額を含めた場合)には、貸倒れに係る税額が過大となり、控除税額の計算に誤りが生じることがあります。

